

国自情第 2 3 3 号

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の
書類の有効期間の取扱いについて

標記については、今般の平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害状況に鑑み、昭和 48 年自管第 62 号「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令の一部改正について」及び平成 20 年 10 月 24 日付国自情第 130 号（国自技第 160 号）「自動車登録業務等実施要領の一部改正について」にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

なお、これに際し、平成 7 年 1 月 20 日付自管第 5 号「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」を廃止することとしたので、了知されたい。

記

1 申請時の各書面の取扱い

(1) 車庫証明書の有効期間について

平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 6 月 29 日までの間に発行後 1 ヶ月の期間が満了するものは、平成 23 年 6 月 30 日をもって満了するものとする。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 6 月 29 日までの間に、発行後 3 ヶ月の期間が満了するものは、平成 23 年 6 月 30 日をもって満了するものとする。